



飯南町病児・病後児保育



ぱぷりか 利用のごあんない

病児病後児保育「ぱぷりか」とは

お子様が病気にかかっていたり回復期にあつて、安静にする必要があることから保育所や小学校の利用ができず、勤務等の都合で家庭での保育が困難な場合、一時的にお子様をお預かりします。

利用対象者

生後6ヵ月から小学校6年生までのお子様で、事前に医師が病児・病後児保育の利用に適応すると判断し、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 飯南町内に住所を有するお子様
- (2) 飯南町内に住所を有しないお子様のうち、飯南町内の保育所、小学校に在籍しているお子様
- (3) 保護者が飯南町内で勤務されているお子様

開所日時	月曜日～金曜日 8:00～18:00 (延長はありません)
休業日	土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、12月29～1月3日
利用料	お子様1人あたり1日 1,000円 (生活保護世帯は無料)
定員	1日あたり2名
どんなときに利用できるの？	・熱があつて、保育所へ預けられない ・病気は治ってきたけど、あと1日安静にさせたい ・下痢や嘔吐があつて、食欲がない ・ぜんそく等の症状で体調が悪く、様子をみたい ・怪我をして、安静にすることが必要 ※ただし、熱が38.5度以上、呼吸困難がある、下痢や嘔吐がひどい、新型コロナウイルスに感染している場合等は受入れが出来ないことがあります。詳しくは町HPをご覧ください。

利用時に必要なもの

必要なもの

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 昼食・おやつ・飲料 | (必要なお子様のみ) |
| ☐ 内服薬 (薬がある場合) | ☐ 哺乳瓶・ミルク |
| ☐ 着替え一式 (2～3組) | ☐ 紙おむつ・おしりふき |
| ☐ 手拭きタオル | ☐ よだれかけ |
| ☐ ビニール袋 (汚物入れ) | ☐ 愛着品 (タオルやぬいぐるみ等) |
- ☒ 嘔吐や下痢症状があるお子様等は体調に合わせて昼食をご用意ください
☒ 昼食は保冷剤入りバックに入れて持参ください
☒ 愛着品は同室のお子様が使用する場合があります。了承できる場合のみ持参ください。また、宿題等も持ち込み可能です。

必要な書類

- ☐ 利用申請書
- ☐ 医師連絡票
- ☐ 与薬依頼票
(薬がある場合)



利用の流れ

※申請書等の様式の取得方法はページ下部をご覧ください

1 利用前の手続き（年度ごとに手続きが必要）

- 利用に関し登録が必要です。事前に「病児病後児保育登録申請書」を提出ください。

提出
方法

【提出先1】〒690-3513 飯南町下赤名880番地 飯南町役場
住民課 こども未来推進室 病児病後児保育担当宛てへ郵送

【提出先2】役場本庁舎、各支所、保育所へ提出

2 利用予約（お子様の発病・怪我）

- LINEでの予約

飯南町公式LINEから予約やキャンセルが可能です。
詳しくは右のQRコードをご覧ください。



- 電話での予約

0854-76-2277

利用において必要事項を何点か確認させていただきます。

※医師連絡票の記入日から7日間に限り、利用が可能です。

※利用が必要なくなった場合は、早めにキャンセルをお願いします。

予約受付時間

LINE
24時間365日

電話
平日8:30～17:15

（予約日時）

（利用開始日時）

- 平日10時まで → 当日12時以降
- 平日17時まで → 次の開所日8時以降
- 平日17時以降 → 次の開所日12時以降
または土日祝

3 医療機関を受診

- 医療機関の診察を受け、「医師連絡票」の記入を依頼してください。

※飯南病院では平日の午前（8:30～11:30）の受付時間において、小児科または内科で医師連絡票を記入することができます。やむを得ず午後（13:00～16:30）になる場合は、事前に連絡の上、相談をお願いします。

※飯南病院以外の医療機関で記入された医師連絡票もご使用いただけます。

ただし、文書料の支払いの有無は各医療機関の判断に基づきます。

4 病児・病後児保育の利用

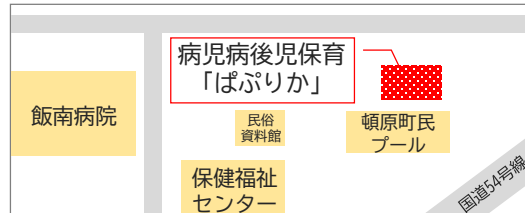
- 前ページ「利用時に必要なもの」を準備の上お越しください。

※予約時間に合わせ職員が出勤します。必ず予約時間に合わせご利用ください。また、延長はできませんので迎えは予約時間までをお願いします。

※利用料は役場から郵送する納付書でお支払いください。

※利用当日のキャンセルは「ぱぶりか」0854-72-1170へ直接ご連絡ください。

「ぱぶりか」前の停車スペースを利用ください



（住所：飯南町頓原2084番地4）



注意事項のご案内



- ・病児・病後児保育の利用は「2 利用予約」の順番になります。
- ・お預かり中にお子様の状態が悪化した場合、早めにお迎えをお願いすることがあります。
- ・複数の児童の利用がある場合、施設内でのお子様同士の接触は完全に防ぐことはできません。



（お問合せ先）

飯南町役場
住民課 こども未来推進室
Tel 0854-76-2213
Mail juminka@iinan.jp



申請書などの様式は役場本庁舎、各支所、保育所、飯南病院の他、町HP(左記QRコード)で取得いただけます。